

「日本スポーツ栄養研究誌」投稿規程

1. 雑誌の目的と編集方針

日本スポーツ栄養研究誌（The Japanese Journal of Sports Nutrition）は、日本スポーツ栄養学会の学会誌として、スポーツ栄養学における科学的根拠を蓄積し、発信することを目的とする。掲載する内容は、依頼原稿も含めて査読審査（peer-review）により科学的妥当性及び専門領域における価値が一定水準以上と認められたものとする。

2. 投稿資格と条件

投稿原稿の筆頭著者及び連絡責任著者は本学会員とする。共著者は非会員でもよい。但し、依頼原稿の場合は、この限りではない。なお、投稿者は、研究や実践活動の計画の考案・作成、データ収集・解析、原稿作成と修正、最終原稿の確認のいずれかに携わった者でなければならない。

3. 著作権

掲載された論文等の著作権は日本スポーツ栄養学会に属する。本誌に掲載した論文の無断転載を禁ずる。

4. 投稿内容

- 1) 投稿原稿の条件：投稿論文の内容は、他誌に未発表のもので、スポーツ栄養学の進歩に寄与するものとする。
- 2) 原稿の区分、内容は以下の表のとおりとする。

区分	内容
I. 総説	あるテーマについて、これまでの研究・調査論文もしくは事例報告論文を総括および解説したもの。
II. 研究・調査に関する報告	
原著	研究・調査に関する論文で、科学的価値のある事実を含むもの。
短報	研究・調査に関する論文で、原著としてはまとまらないが、科学的価値のある事実を含み、報告に値するもの。
III. 事例報告※	
スポーツ栄養マネジメント報告	スポーツ栄養の現場で活動する者が、スポーツ栄養マネジメントの流れに沿って行った栄養指導・サポート活動において得られた経験のなかで、事例として報告に値すると判断されたもの。
実践活動報告	スポーツ栄養の現場で活動する者が、日常的に行っている業務や栄養指導・サポート活動の中で新たに実施した試み、改善および工夫などで報告するに値すると判断されたもの。
症例報告	単一あるいは少数の選手・チーム等が実施している栄養学的な手法の経過・成果、もしくはその選手やチームの現状を丁寧に報告したもの。
実践活動報告/症例報告ショートレポート	A4 仕上がり 2 ページ（約3,000字）以内で簡潔にまとめられた実践活動報告/症例報告。
IV. 資料	スポーツ栄養に関する指針などの資料、海外の動向、勉強会等の活動報告など、スポーツ栄養にかかわる活動上、記録にとどめる価値のある資料や有益な情報の紹介。

※スポーツ栄養の現場で、栄養指導・サポートを行うなかで得られた経験・情報で、共有に値する（他のスポーツ栄養士や研究者にとって有用なもの）と判断されたものの報告のことを指す。対照群を設けて、栄養指導や介入の効果を比較検討したものや、大規模調査などで得られたデータに関して詳細な統計処理を行ったものは、原稿区分を「研究・調査に関する報告」へと変更を依頼する場合がある。その際、適切な倫理審査による承認を受けたものでない原稿は、掲載不可と判断される場合がある。

- 3) 原稿の言語：原則として和文とする。ただし、表、図、写真の説明はこの限りでない。英文を用いる必要性のある場合はこれを認めるが、英文校閲料の実費は投稿者の負担とする。
- 4) 原稿の形式：別に定める【執筆要項】に従うこと。

5. 倫理的事項

1) 倫理審査

①人を対象とし、人由来の情報・試料に関する科学研究を取り扱う論文では、その実験はヘルシンキ宣言 (<https://www.wma.net/what-we-do/medical-ethics/declaration-of-helsinki/>) で承認された倫理基準、または文部科学省・厚生労働省・経済産業省により制定された「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>) に従って実施されなければならない。また、ヒトゲノム及び遺伝子を取り扱う実験も同様に前述の指針等に従って行われなければならない。編集委員会では、原則として、所属機関の倫理委員会の承認を得た後に実施された研究に限ってその論文の投稿を受け付ける。当該研究がこれらのガイドラインに従って実施されたことを投稿論文内に明記し、さらに所属機関の倫理委員会が発行した承認書の承認番号を論文中に記載するものとする。

②実験動物を対象とした研究は、環境省により制定された「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」 (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h25_84.pdf) や文部科学省によって制定された「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」 (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm) 等を遵守して行われた研究でなければならない。投稿論文内にはその旨を必ず明記し、所属機関の動物実験委員会等が発行した当該動物実験承認書の承認番号を論文中に記載するものとする。

③事例報告においては、必ずしも倫理審査を必要としない。ただし、倫理的な配慮を記載すること。具体的には、a) 当該チームまたは個人とサポート・指導内容を共同で計画し、その実施について承認を得ていること、b) 個人情報適切に扱われていること、c) 論文投稿について当該チームまたは個人から同意を得ていることなどを記載すること。また、掲載に関する一切の責任は著者自身が負うこと。

2) 謝辞

投稿原稿の内容について、政府・企業・団体等からの研究費助成、資料提供、物品および便宜供与等を受けた場合は、その旨を記述する。また、共著者には含まれないが、原稿の内容や作成において、多大な協力のあった者については、ここに記載する。

3) 利益相反 (conflict of interest)

投稿原稿の研究内容について、当該論文の発表により特定の団体等が利益を受ける可能性のある場合は、その団体との利益相反が発生した時期にかかわらず、全ての利益相反状態を記載する。利益相反状態に該当しない場合は、論文末尾に「利益相反自己申告：申告すべきものはなし」と記載するものとする。

4) 著者の資格と著者貢献

著者貢献に関して、the International Committee of Medical Journal of Editors (ICMJJE) のrecommendations (<https://www.icmje.org/recommendations/browse/roles-and-responsibilities/defining-the-role-of-authors-and-contributors.html>) ならびに日本学術振興会の研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」 (<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>) に従い、投稿原稿の研究における全ての著者の貢献（役割）を明確に説明するものとする。著者全員の研究論文に対する貢献について、著者のイニシャルを使って記載するものとする。但し、ショートレポートについては著者貢献の記述は不要とする。

なお、ICMJJEでは、以下の4条件（上記の日本学術振興会の研究倫理教育教材p66-67より引用）すべてを満たす者を著者としており、これらの条件を満たさない者は謝辞に記載する。

1. 研究の構想・デザインや、データの取得・分析・解釈に実質的に寄与していること
2. 論文の草稿執筆や重要な専門的内容について重要な校閲を行なっていること
3. 出版原稿の最終版を承認していること
4. 論文の任意の箇所の正確性や誠実さについて疑義が指摘された際、調査が適正に行われ疑義が解決されることを保証するため、研究のあらゆる側面について説明できることに同意していること

6. 投稿から掲載までの流れ

1) 投稿する原稿の確認

投稿の際には以下のものを揃える。

- ①投稿手続き票
- ②著作権委譲承諾書
- ③投稿原稿チェックリスト

- ④利益相反開示書
- ⑤原稿本文（Wordファイル）
- ⑥図表（Word、Excel、PowerPoint、PDF、JPEGなどのファイル形式）

2) 投稿方法

連絡責任著者がオンライン投稿審査システム「Editorial Manager[®]」（<https://www.editorialmanager.com/jjsn/>）を使用して投稿する。

3) 審査

原則として2名以上の査読者による論文内容の審査を行う。編集委員会（ショートレポートは研究・教育支援事業運営委員会）は査読者を決定し、その審査結果を踏まえて編集委員会が最終的な採否を決定する。編集委員会は、原稿内容の修正および「原稿の区分」の変更を審査過程において投稿者に求めることがある。

4) 投稿原稿の修正

編集委員会（ショートレポートは研究・教育支援事業運営委員会）からの通知により修正等を求められた投稿者は、その通知から2カ月以内（ショートレポートは3カ月以内）に査読者への回答および修正原稿（修正箇所を赤字もしくは下線等で明示したものを）、オンライン投稿審査システムを通じて提出しなければならない。その期間を超えた場合には、投稿を取り下げたものとして処理する。（なお、健康上の理由や遠征帯同・サポートなどによる長期の不在等、考慮しうる事情のある場合は、投稿者は修正の遅延の理由と提出予定日を編集事務局宛に連絡する。編集委員会は、理由や期限について検討し、遅延の可否について判断する。）

原則、投稿後の著者の追加や順序の変更等は認めない。投稿後に、著者名の追加、削除や順序の変更を行う場合は、すべての著者の同意を得た上で、その旨および変更の理由を書面（査読結果に対する回答書等）にて説明しなければならない。

5) 論文の採否

投稿論文の採否は、複数の査読者が査読し、編集委員会（ショートレポートは研究・教育支援事業運営委員会）において決定する。

6) 採択後のプロセス

- ①編集委員会（ショートレポートは研究・教育支援事業運営委員会）が掲載可とした日を「受理日」とする。投稿原稿の掲載順は、原則として受理日の順とし、編集委員会がその決定を行う。
- ②英文抄録は、編集委員会において英文校正を行い、それを基に投稿者が最終原稿を作成する。
- ③著者校正は、初校のみとし、原則として誤字・脱字以外の加筆・修正は認めない。2校以降は、著者校正に基づき、編集委員会が行う。
- ④受理された論文は、掲載予定号の印刷前に日本スポーツ栄養学会のホームページ（会員専用ページ）にて公開する。

7) 原稿掲載料および英文校閲料

掲載の許可がおりた後、本学会からの請求により、原稿1編につき、「総説」、「原著」、「短報」は10,000円、「スポーツ栄養マネジメント報告」、「実践活動報告」、「症例報告」、「資料」は5,000円、「実践活動報告/症例報告ショートレポート」は3,000円の原稿掲載料を指定の口座へ支払う。また、英文抄録が含まれる原稿に関しては、5,000円の英文校閲料を指定の口座へ支払う。論文にカラー図表が含まれていた場合、カラー頁は、1ページあたり25,000円の掲載料を著者が負担する。ただし、依頼原稿については、この限りではない。なお、期日までに原稿掲載料および英文校閲料の支払いが行われなかった場合には、掲載を取り消すことがある。

8) 別刷

掲載された論文については、PDFファイルを作成する（別刷印刷は行わない）。

7. 規程の改定

本規程の改定は、編集委員会にて行い、理事会の承認を得る。

（一部改定：2025年4月1日）

日本スポーツ栄養研究誌に関する問い合わせ先
日本スポーツ栄養研究誌編集事務局（大村印刷株式会社内）
E-mail: jsna@med.omura.jp

「日本スポーツ栄養研究誌」執筆要項

1. 投稿原稿の構成

投稿原稿は、以下に示すように1)表紙、2)本文、3)和文抄録、4)英文抄録(総説、原著、短報の場合のみ)、5)図表で構成する。各項目の詳細は以下のとおりである。

1) 表紙

論文タイトル、投稿者氏名、所属機関および部署名、連絡責任者の情報(氏名、郵便番号、住所、電話番号、E-mailアドレス)、原稿の区分(総説、原著、短報、スポーツ栄養マネジメント報告、実践活動報告、症例報告、実践活動報告/症例報告ショートレポート、資料のいずれか)、図表の数、キーワード(3~5個、ショートレポートの場合は不要)を記載する。著者の貢献について特記事項がある場合は記載する。

2) 本文

原則以下の項目に沿って本文を構成すること。

①原著・短報の場合

I. 緒言、II. 方法、III. 結果、IV. 考察、V. 結論、謝辞、利益相反、著者貢献、文献

②スポーツ栄養マネジメント報告の場合

I. スポーツ栄養マネジメントの目的、II. 対象とマネジメント内容、III. 結果、IV. 考察、V. 結論、謝辞、利益相反、著者貢献、文献

③実践活動報告の場合(ショートレポートを含む)

I. 事業・サポート活動の目的、II. 事業・サポート活動の内容、III. 事業・サポート活動の成果、IV. 今後の課題、謝辞、利益相反、著者貢献、文献

但し、ショートレポートについては著者貢献の記述は不要とする。

④症例報告の場合(ショートレポートを含む)

I. はじめに、II. 症例、III. 考察、IV. 結論、謝辞、利益相反、著者貢献、文献

但し、ショートレポートについては著者貢献の記述は不要とする。

⑤総説および資料の場合

本文(必要に応じて見出しをつける[下記3-11を参照])、謝辞、利益相反、著者貢献、文献

3) 和文抄録

原則以下の項目に沿って和文抄録を構成すること。

①原著・短報の場合

【目的】、【方法】、【結果】、【結論】に分けて、600字以内にまとめる。

②スポーツ栄養マネジメント報告の場合

【目的】、【マネジメント内容】、【結果】、【結論】に分けて、600字以内にまとめる。

③実践活動報告の場合

【目的】、【活動内容】、【成果】、【今後の課題】に分けて、600字以内にまとめる。

④症例報告の場合

【症例】、【結論】に分けて、600字以内にまとめる。

⑤実践活動報告/症例報告ショートレポートの場合

抄録を150字以内にまとめる。

⑥総説および資料の場合

本文の内容を600字以内にまとめる(必ずしも項目毎に分ける必要は無い)。

4) 英文抄録

総説、原著、短報については英文抄録を作成すること。英文抄録の最初には英語の[Title]、[Author (s)]、[Affiliation (s)]を記載する。原著・短報については[Aim]、[Methods]、[Results]、[Conclusion]の項目に沿って構成し、250words以内にまとめる。総説の場合には、項目毎に分ける必要は無い。

2. 原稿の作成フォーマット

- 1) パーソナルコンピューターを用い、本文は A4 判用紙を縦置きとして、横書きで作成する。図表は本文とは別のファイルに分け、それぞれ下記の汎用ソフトで作成する。
本文ファイル：Microsoft Office Word
図表ファイル：Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint、PDF、JPEG
- 2) 1頁あたり40字×25行とし、余白を上下各30mm、左右各20mmに設定する。
- 3) フォントは、10.5ポイント以上のものを使用すること。
- 4) 表紙から和文抄録もしくは英文抄録までには、通し頁（原稿下部の中央）および行番号（全頁での通し番号）をすべての行につける。
- 5) 数字には算用数字を用い、数字や英字は半角とする。
- 6) 図、表、写真には[図1]、[表1]、[写真1]等の通し番号をつけ、本文の欄外に、それぞれの挿入位置を指定する。
- 7) 実践活動報告/症例報告ショートレポートは、概要（150文字）を含めて全体で3,000文字以内とする。なお、図・表・写真は小さめのもので、1つあたり500字と換算する。

3. 原稿作成上の注意

- 1) 文章は、ひらがな、新かなづかいとし、漢字は原則として常用漢字とする。
- 2) 栄養学用語は、日本栄養・食糧学会編「栄養・食糧学用語辞典」、医学用語は、日本医学会医学用語管理委員会編「医学用語辞典」等に準ずること。
- 3) 機器、食品、試薬、材料、アプリケーションやオンラインサービスなどの商品名は論文タイトル、キーワードには使用しない。また、要旨中にも可能な限り使用しない。論文中に記載する場合は、原則として、本文中の初出時のみ「一般名（商品名：企業名※正式名称を記載）」と記載し、以降は一般名で記載する。機器等の商品名を繰り返し記載することが避けられない論文内容においても、編集委員会にて審査し修正等を依頼する場合がある。
- 4) 数量は算用数字を用い、桁数の多い数は3桁ごとにカンマで区切る。ただし、ページ数、通算番号（文献、特許等）の数字にはカンマを入れない。主な単位は次のように表す。km、cm、mm、nm、kg、g、mg、L、mL、kcal、mmol等とする。
- 5) 論文中、繰り返し使われる語句に略語を用いてかまわないが、初出の時には省略しない。
- 6) 普通に用いられている外国語の術語、物質名などはカタカナとする（例：Paper chromatography→ペーパークロマトグラフィー）。カタカナにすることによって意味が不明瞭になるおそれがあるものはこの限りではない。
- 7) ビタミン名については、化学的意味が重要な場合は化合物名（例：チアミンなど）を用いるが、栄養学的意味に主眼をおいて用いる場合はビタミン名（例：ビタミンB₁など）を用いてもよい。
- 8) データの統計学的取り扱いについては、統計学の専門家もしくは統計学に詳しい人に十分相談の上、正しい取り扱いをするように特に留意する。市販のコンピューターソフトを利用して処理した場合は、利用したソフト名（バージョン）を本文中に記載する。
- 9) 図や表を引用・転載した場合には、投稿前に著作権者の承諾を得て、それを証明する書類（書式自由）をあわせて提出する。引用文献番号に加えて、図や表の下に出典を明示する。
- 10) 本文中の年は西暦で記載する。文献に関しては、「4. 文献リスト」の項を参照のこと。
- 11) 本文は、大見出しI. II. III. …、中見出し1. 2. 3. …、小見出し1) 2) 3) …、などを用いて明瞭に区別する。
- 12) 文献は論文に直接関係のあるものにとどめ、引用順とし、本文の最後に一括して記載する。本文中の引用文献番号は右肩付とする。連続する2つの文献を引用する場合、半角カンマと半角スペースで文献番号を区切る（例：1, 2）。連続しない3つ以上の文献を引用する場合、半角カンマと半角スペースで文献番号を区切る（例：1, 3, 5, 7, 10）。連続する3つ以上の文献を引用する場合、最初の文献番号と最後の文献番号を「～」でつなぐ（例：2～5）。また、本文中に著者名で引用する場合、著者が2名以下の場合にはすべての姓を記し（例：木戸・恩田¹⁾）、3名以上の場合には最初の著者の姓を記し「ら」をつける（例：田口ら¹⁾）。文献は、一般的に検索可能な公刊文献に限り、入手困難、検索不可能な文献は避ける（文献として引用できないものの例：社内資料、未発表論文、公刊されない学位論文、カタログ等）。
- 13) 著者貢献については、全ての著者の貢献についてイニシャルを用いて記載する（例：著者〇〇、△△は研究計画の立案、データ収集を行った。著者〇〇、□□はデータ解析および原稿の執筆を担当した。すべての著者は、原稿を批判的にレビュー・修正し、投稿を承認した）。

4. 文献リスト

引用文献の記載は、下記のように欧文雑誌名は略記し、イタリック表記とする。和文雑誌名は略記しない。

1) 【雑誌】

①原著・短報、スポーツ栄養マネジメント報告、実践活動報告、症例報告、総説、資料の場合

著者名（和文はフルネームで、欧文は姓のみをフルスペル、その他はイニシャルのみで3名まで記し、それ以上の場合には「, 他」, 「, et al.」を用いて略記する）：論文標題, 雑誌名, 巻数, 初頁-終頁（発行年）

（和）金田美美, 菅野幸子, 佐野文美, 他：我が国の子どもにおける「やせ」の現状：系統的レビュー, 栄養学雑誌, 62, 347-353 (2005)

（洋）Rosell, M.S., Hellenius, M.L.B., de Faire, U.H., et al.: Associations between diet and the metabolic syndrome vary with the validity of dietary intake data, *Am. J. Clin. Nutr.*, 78, 84-90 (2003)

②実践活動報告/症例報告ショートレポートの場合

著者名（和文はフルネームで、欧文は姓のみをフルスペル、その他はイニシャルのみで3名まで記し、それ以上の場合には「, 他」, 「, et al.」を用いて略記する）：雑誌名, 巻数, 初頁-終頁（発行年）（※下記のように論文タイトルを省略して記載する）

（和）金田美美, 菅野幸子, 佐野文美, 他：栄養学雑誌, 62, 347-353 (2005)

（洋）Rosell, M.S., Hellenius, M.L.B., de Faire, U.H., et al.: *Am. J. Clin. Nutr.*, 78, 84-90 (2003)

2) 【単行本（報告書も含む）】著者名：論文標題, 書名, (編者), pp.初頁-終頁（発行年）, 出版社, 所在地

（和）健康・栄養情報研究会編：厚生労働省平成16年国民健康・栄養調査報告, pp.90 (2006), 第一出版, 東京

（洋）WHO: The World Health Report 2002: Reducing Risks, Promoting Healthy Life (2002), WHO, Geneva

3) 【翻訳本】著者名：原著名/訳者名, 書名, pp.初頁-終頁（発行年）, 出版社, 所在地

Willet, W.: *Nutritional Epidemiology*, 2nd ed./田中平三監訳, 食事調査のすべて— 栄養疫学— (第2版), pp. 93-97 (2007), 第一出版, 東京

4) 【インターネット上の文献】著者名*: 表題名*, URL, (アクセス日*)

文部科学省, 厚生労働省: 疫学研究に関する倫理指針, <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/ikenkyu/ekigaku/sankousiryol9kaisei.html>, (2008年12月20日) (注*: 明らかな場合。)

原則として、学術論文、単行本、翻訳本を引用すること推奨する。但し、公的機関が発表する資料、データベースなどでインターネット上にのみ存在するものに関しては引用を認める。

特定非営利活動法人 日本スポーツ栄養学会 御中

著作権委譲承諾書

特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会（以下、本学会）が発行若しくは公表する著作物の著作者又は本学会が開催する講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表者（以下、著作者等）は、本学会によって発行若しくは公表される投稿著作物、又は、本学会が開催する講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表資料、撮影写真、収録映像・音声並びに関連資料および素材等（それらに含まれる演者の肖像および成果物を含み、発表成果物という）について、以下のとおり保証し、かつ著作権を譲渡等いたします。

第1 保証

著作者等は、投稿著作物又は発表成果物について、以下の各号記載の事項を保証し、確約します。

- 1) 著作者全員が投稿原稿を読み、投稿に同意していること。
- 2) 投稿著作物又は発表成果物が著作者自身の著作物であり、既にいずれかで出版公表されているものと同一ではないこと。
- 3) 投稿著作物又は発表成果物が既存の出版公表物などに対する知的財産権のいかなる侵害も含まないこと。
- 4) 投稿著作物又は発表成果物において、他から転載されているすべての図表について、転載許可を得ていること。
- 5) 投稿著作物又は発表成果物において、他の論文等の引用がある場合には、本学会が定める研究誌投稿規定および著作物の作成及び投稿に関するガイドラインの内容に従って引用を行っていること。
- 6) 投稿著作物又は発表成果物には、本学会の名誉を傷つけ、当該出版物の信用を毀損する盗用データ、捏造データや著作物に関する利害を持つ者の合意に反するものを含まないこと。
- 7) 投稿著作物又は発表成果物が共同著作物である場合には、代表して本書に署名する者が、すべての共同著作者から本書に署名することについて同意ないし必要な権利を得ていること。
- 8) 投稿著作物又は発表成果物についての問い合わせ、苦情、紛争などが発生した場合、著作者等はすべての責任を負うこと。

第2 著作権譲渡等

著作者等は、投稿著作物又は発表成果物について、以下の各号記載の事項に同意します。

- 1) 投稿著作物又は発表成果物に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）を本学会へ譲渡すること。
- 2) 投稿著作物又は発表成果物について、本学会ならびに本学会から正当に権利を取得した第3者及び当該第3者から権利を承継した者に対し、日本国著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）を行使しないこと。
- 3) 上記1号と矛盾する契約を他の第三者と締結しないこと。

第3 著作者等の権利

著作者等は、投稿著作物又は発表成果物について、以下の各号記載の事項に同意します。

著作者等は、営利を目的としない場合において、投稿著作物又は発表成果物等を本条に定める限りにおいて利用することができる。

- 1) 著作者等は、投稿著作物又は発表成果物等を利用する場合、本学会事務局に事前に申出を行い、本学会の指示がある場合はその指示に従うこととし、利用した複製物あるいは著作物中に出典を明記することとする。
- 2) 著作者は、投稿著作物等の最終の投稿原稿について、出版物発行から12か月後に、著作者自身のWebサイト（著作者が主として所属する機関等のサイトを含む）において掲載することができる。ただし、掲載にあたっては出典を明記するとともに、下記に記載の利用上の注意事項を明記しなければならない。

利用上の注意事項

本著作物の著作権は日本スポーツ栄養学会に帰属し、日本スポーツ栄養学会の許可のもとに掲載しております。ご利用にあたっては「著作権法」に従うことをお願いするとともに、許諾を必要とするような利用については一般社団法人学術著作権協会に許諾を得た上でご利用ください。

以上

日付 年 月 日

本原稿表題

著作者等（代表者）

署名者が代表する共同著作者すべての氏名

<利益相反がある場合>

利益相反開示書

年 月 日

下記投稿原稿は、投稿者のうちの1名あるいは複数名が、当該原稿の公表により利益を受ける可能性のある他者との間に、下記の利害関係を有していることを証します。

【投稿時原稿タイトル】

【投稿者氏名】

下記に投稿者全員の氏名を自署して下さい。

1.

2.

3.

4.

5.

6.

7.

8.

【利益相反の内容】

注1:利益相反の有無は当該原稿の採否とは無関係である。

注2: 利益相反の基準に関しては「日本スポーツ栄養学会 利益相反の取り扱いに関する規程」を参照。

*用紙が足りない場合や投稿者が異なる機関等に所属する場合は、用紙をコピーして複数枚提出してかまいません。

<利益相反がない場合>

利益相反開示書

年 月 日

下記投稿原稿は、投稿者のうちの誰一人として、当該原稿の公表により利益を受ける可能性のある他者との間に、いかなる利益相反も有していないことを証します。

【投稿時原稿タイトル】

【投稿者氏名】

下記に投稿者全員の氏名を自署して下さい。

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____
5. _____
6. _____
7. _____
8. _____

注1:利益相反の有無は当該原稿の採否とは無関係である。

注2:利益相反の基準に関しては「日本スポーツ栄養学会 利益相反の取り扱いに関する規程」を参照

*用紙が足りない場合や投稿者が異なる機関等に所属する場合は、用紙をコピーして複数枚提出してかまいません。